六ッ野地区 くかくだより

第5号

令和4年3月

発行 ひたちなか市 都市整備部 区画整理事業課

事業の進捗状況

皆様方には日頃より, 六ッ野土地区画整理事業の施行にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度より販売を開始している六ッ野公園旧グラウンドの集合保留地(住宅用分譲地)につきましては、第1期(12区画)、第2期(10区画)ともに申込み多数(平均倍率3.5倍)による抽選会を実施し、好評のうちに完売となりました。令和4年度につきましても、夏に第3期(11区画)、秋に第4期(11区画)の販売を予定しております。

また,令和4年度は都市計画道路東石川高野線の全線供用開始に向けた道路改良工事や,都市計画道路東石川高野線及び中根六ッ野線周辺の区画道路改良工事,家屋移転補償等を進めてまいります。

引き続き, 六ッ野土地区画整理事業の推進に皆様方のご理解とご協力を賜りますよう, よろしくお願い申し上げます。





๑①令和4年度開通予定の東石川高野線

▲②六ッ野自治会館周辺

※令和4年3月撮影 ※撮影箇所については,2ページ目の図面上に表記しています

令和3年度工事施工箇所

令和3年度事業概要

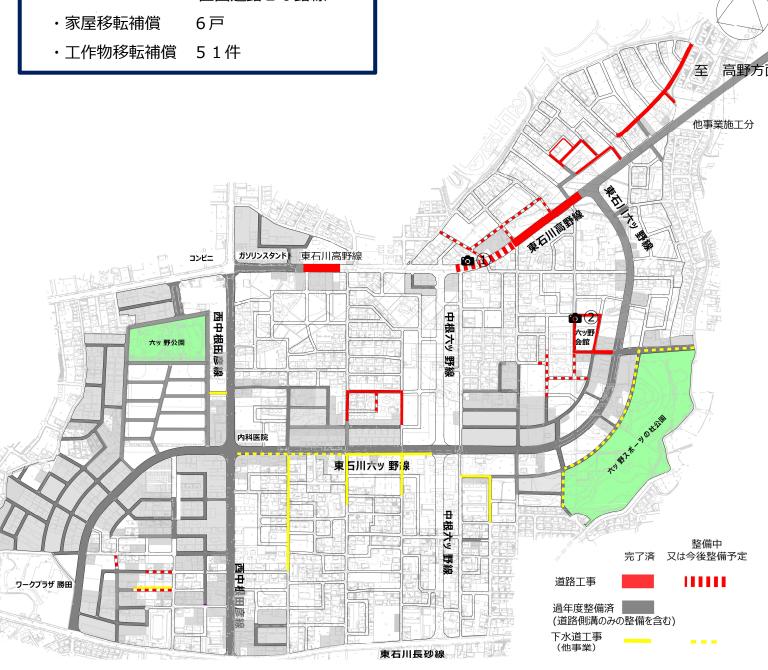


1,116,234千円

●主な施工内容

· 道路工事 東石川高野線

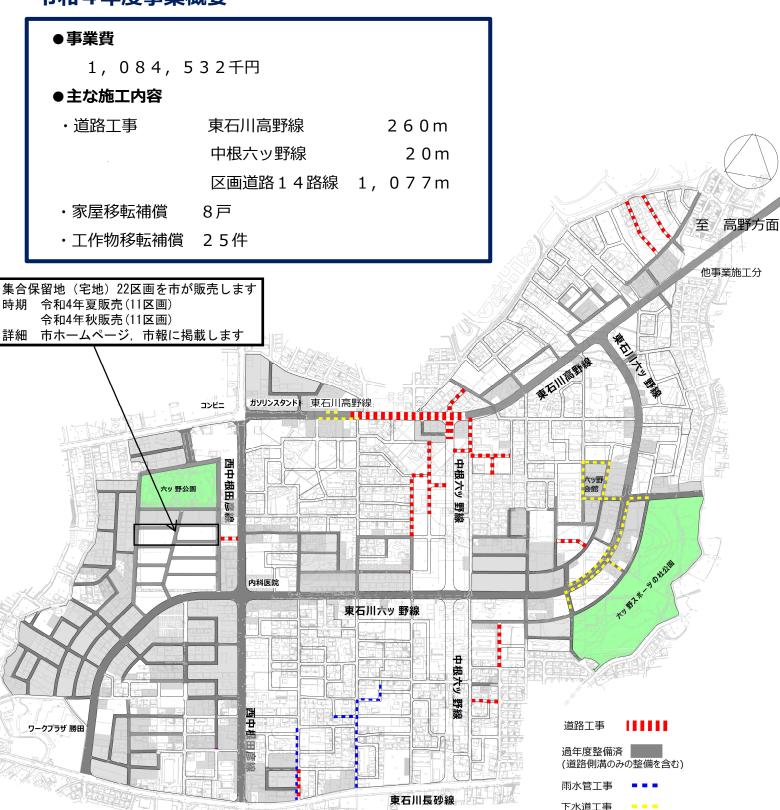
区画道路26路線



◆令和3年度において施工完了,施工中,および令和3年度予算で施工予定の工事個所です。

令和4年度工事施工予定箇所

令和4年度事業概要



- ◆令和4年度予算で工事を予定している主な箇所です。(今後の工事進捗や予算執行状況により変更となる場合があります。)
- ◆六ッ野地区内では区画整理事業による工事や下水道工事の他にも,道路の維持補修,水道管布設等を行っています。

(他事業)

施行者からのお願い

1. 建物や塀などを建てる場合

区画整理事業施行中に、建築物や塀、車庫等の工作物の新築、改築等を行う場合は、土地区 画整理法の許可が必要となりますので,事前にご相談ください。

2. 土地の所有権を変更した場合

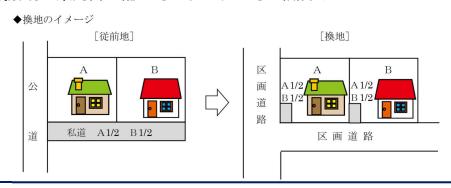
売買や相続等により法務局で土地の所有権の変更を行った際には、当課に土地所有者変更届 出書を提出してください。

3.土地を分筆する場合

売買等に伴い従前の土地の分筆を行う場合、分筆された土地それぞれに対し減歩が発生する ため,計画している仮換地の形状や地積とならない可能性がありますので,事前にご相談くだ さい。

4. 共有名義を解消する場合

共有でお持ちの私道について、共有持分により私道を分割換地しております。仮換地を使用 する上では大きな問題はありませんが、下記図のように各宅地内に個人所有地と共有所有地が混 在することになるため、共有を解消しておくことが望ましいと思われます。この手続きは、市で は行えないため権利者様に行っていただく必要がありますので、共有名義解消をお考えの方は当 課に共有名義解消の案内書を備えておりますのでご相談ください。



区画整理事業地内の電柱について

新たに道路を整備する際などにおいて電柱が支障となる場合,施行者(市)から東京電力または NTT東日本へ電柱の移設をするよう依頼しております。その際、電柱の移設先については、交通上 の安全確保等の観点から、原則として各地権者様の敷地内へ移設するよう設計いたしますので、各 地権者様におかれましては電柱の移設先についてご理解・ご協力をいただきますようお願いいたし ます。

なお移設先については、東京電力またはNTT東日本が、現地を確認したうえで、電柱の配置の設 計及び各地権者様への交渉等を行っております。

事業に関する窓口

ひたちなか市 都市整備部 区画整理事業所 区画整理事業課(本庁舎3階)

電話 029-273-0111 (内線 1371,1372)